

○財務省告示第二百九十三号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年八月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

四 発行額	の 用 等	振 替 法 の 適	の 条 項	社 債 、 株 式 等 の 振 替	特 別 会 計 に 關 す る 法 律 （ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 第 四 十六 条 第 一 項	發 行 の 根 拠	法 律 及 び そ の 條 項	發 行 號 （ 名 稱 及 ひ 記 ）
額 面 金 額 で 千 七 百 五 十 二 億 七 千	の 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。	以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 」 の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。	（ 平 成 十三 年 法 律 第 七 十 五 号 ） 。	（ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 。	（ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 。	（ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 。	（ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 。	（ 平 成 十 九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 。

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第六十四回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で千七百五十二億七千九百五十四万円

六 振替単位
五 額面金
四 発行額

十 九 八 七
払 経 適 初 発 発
込 過 用 期 行 行
み 利 利 利 價 日
子 率 子 格 の
の

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十七年八月十七日
額面金額百円につき百円
年〇・三四パーセント

第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.34}{100} \times \frac{2}{365}$$

十一
第二期以

率の後適用利子 第二期以

十二 初期利子

第二期以
後の利子

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

十 十 十 十
八 七 六 五 四

の 中 払 払 償 償
取 途 达 达 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第三期以後の利子の適用利率}}{100}}{2} \times \frac{1}{2}$$

成三十七年八月十五日 面金額百円につき百円
本銀行の本店又は支店 途換金の買取りは、平成二十
年八月十五日以後において行
こととし、その買取金額は、それぞれの算
の区分に応じ、それぞれの算
により算出した金額とする。
年八月十五日から平成二十九年二月十五日前まで
までの畠の場合 が面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (買い取る日の直前利
子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + 支
払額 × $\frac{79.685}{100}$ 支払期に相当する金額に相
当する利子に相当する金額に相
當する利子に相当する金額)
なお、受入経過利子に相当す
る金額は、次の算出結果によ
り算出の端数が生じた場合は切捨
てとは一円とする。ただし、受
入経過利子に相当する金額は、
個人向け国債の発行等に關す

る省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.34}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十一年一月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

十九 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五号）第三条の規定による改訂税法第二十条に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）はその相続

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)

拠
場
所